

受給には重要な ルールがあります

- ☆ 仕事をした場合、必ず申告してください。
雇われているか、自営や請負であるかの
区別なく申告が必要です。
- ☆ 収入の有無にかかわらず、仕事をした直後
の認定日に申告してください。
- ☆ 就職する前の研修・臨時・試用期間、単発
のアルバイト等も申告が必要です。
- ☆ 勤務開始日又は契約初日、どちらか早い
方が採用日となります。仕事が決まったら、
勤務先に採用日を確認してください！

⇒ 例えば、勤務開始は4月2日(月)ですが契約期間初日は4月1日(日)のような
ケースについては、4月1日を採用日として扱います。

雇用保険は、ルールに沿って受給することが大切
です。万が一のルール違反については裏面でご案内
する扱いとなります。

裏
面
へ

以下のケースは不正受給として厳しく処分されます！

- ・働いたことを申告しない、または事実を偽って申告する。
- ・自営や請負で業務をしているが、その事実を申告しない。
- ・法人の役員であるが、その事実を申告しない。
- ・失業給付と同時に労災保険の休業補償給付や健康保険の傷病手当金を受給しているにもかかわらず、その事実を届け出ない。
- ・離職票その他の書類を改ざんし、または内容を偽って記載し使用する。


※自分だけで判断するのは危険です、分からない場合は必ず職員にお尋ねください。

※上記以外にも不正受給に該当するケースがあります。詳しくは「受給資格者のしおり」P43～45をご覧ください。

不正受給処分は以下のとおりです！

- ・不正行為の日以降、給付金は支給されません。(支給停止)
- ・不正に受給した全額を、即刻一括返還することになります。(返還命令)
- ・不正受給金額の2倍の額を、即刻一括納付していただきます。(納付命令)
- ・返還・納付を行わない場合、財産差押えを行う場合があります。
- ・悪質と判断されるケースについては、詐欺罪で告発される場合があります。

※上記の返還命令と納付命令には延滞金が加算されます。

 不正受給として処分された場合、受給できると考えていた給付金が受けられなくなることに加え、それ以上の額の返納を命じられることとなります！申告は正しく、ご不明な点があれば、直ぐに窓口や電話で職員までご相談ください。

ハローワーク府中 雇用保険給付課 042-336-8666(直通)